(参考) インプット

第8期計画の基本目標と各施策

(2021年~2023年)

第9期 初期アウトカム 第9期 中間アウトカム

第9期 2040年の姿 (最終アウト カム)

1		1			
基本目標 1 健康寿命の延伸、重度化防止 に向けた取り組みの推進	(1) 生涯を通した健康づくり活動の推進 ①こころの健康、②身体活動・運動、③栄養・食生活、④健康チェック、⑤歯と口腔の健康、⑥たばこ、⑦アルコール、⑧地域力の向上		動けるうちから動き、予防へ取り組める和泉市。食を楽しめる和泉市。		いくつになっても心身ともに自立し、健やかで質の高い生活
	(2) 介護予防・重度化防止の推進 ①一般介護予防事業、②介護予防・生活支援サービス事業、③保健事業と一般介護予防事業等の一体的な実施、④要介護者等に対するリハビリテーション体制の構築	•	住み慣れた地域で「いきいき」と生活できるよう、地域で支え合いながら介護 予防に取り組むことが出来る(介護予防に取り組む人が増える)。	I	を送ることができる。(健康寿命の延伸)
基本目標 2 高齢者の尊厳に配慮したケア 対策の推進	(1) 高齢者虐待の防止 ①高齢者虐待防止ネットワークの推進(早期発見・早期対応の推進)、②高齢者虐待・人権に関する普及・啓発、③高齢者や家族などからの相談や安全の確保、④施 設等における身体拘束ゼロに向けた取り組みの推進		一高齢者やその家族が孤立しない支援体制が整っている		
	(2) 認知症施策の推進 ①認知症の共生・予防に向けた知識の普及・啓発、②市民見守り力の向上、③認知症医療介護連携、④認知症ケアの質の向上、⑤本人・家族支援		症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる。		高齢者の尊厳と人権が尊重され、また、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる。
	(3) 成年後見制度・消費者被害防止の推進 ①成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及・啓発や取組、②消費者被害防止のための普及・啓発		一高齢者の自己決定が尊重され自分らしい生活を送ることができる		
基本目標3 地域におけるネットワークの 構築	(1) 地域包括支援センター機能の充実、体制の強化 ①総合相談支援業務、②権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、④地域におけるネットワークの強化、⑤地域包括支援センターの円滑な運営、 ⑥地域包括支援センターの機能の充実、⑦地域包括支援センターの活動支援・評価		地域包括支援センターが高齢者の相談先になっている。		- 優 し
	(2) 総合的な地域ケア体制の充実 ①市内関係機関における連携体制の強化、②各種相談体制の周知、質の向上、③小地域ネットワーク活動の推進、④地域福祉の推進、⑤生活支援コーディネーターの 充実	•	地域で住民主体の団体と関係機関が連携し、地域づくりに取り組むことが出来ている。	I	多様な機関・団体等がつながり、密に連携しながら高齢者を
	(3) 医療と介護の連携強化 ①地域の医療・介護の資源の把握、②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の検討、③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、④医療・介護関係者の情報共有の支援、⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援、⑥医療・介護関係者の研修、⑦地域住民への普及・啓発、⑧在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	•	医療が必要な状態になっても、市民が「自分の人生を自ら生きるための主体 性」を持ち、住み慣れた場所で安心して療養生活を送ることが出来る。		支える体制があり、高齢になっても住み慣れた地域で自分ら
	(4) 高齢者を支える体制の整備、セーフティネットの推進 ①在宅高齢者の生活実態把握、②高齢者の見守りネットワークの構築、③小地域ネットワーク活動の推進【再掲】、④緊急通報装置の貸与、⑤地域におけるボランティア活動の推進、⑥緊急時における支援体制の構築、⑦生活困窮状態にある高齢者の支援		一地域で見守りし合い、助け合える体制が構築されている。		
基本目標 4 生きがい・安心のある暮らし の実現	(1) 高齢者の積極的な社会参加の推進 ①地域におけるボランティア活動の推進【再掲】、②生涯学習やスポーツ・レクリエーション事業の推進、③学習成果の発表・活用機会の提供、④老人クラブ活動の 充実、⑤高齢者の就業支援、⑥老人集会所の充実	•	一高齢者が生きがいを持って地域に参加できる場が整備されている。		 - の
	(2)地域での生活の自立支援 ①介護予防・生活支援サービス事業【再掲】、②高齢者生活支援事業の推進、③NPO法人やボランティア団体などへの活動支援、④高齢者紙おむつ給付事業、⑤配食サービス事業、⑥高齢者おでかけ支援チケット	•	困難を抱える高齢者やその家族が必要な時に必要な福祉サービスを利用することができ、自分の心身の状態や健康づくりへの関心が高まる。		ー 高齢者一人ひとりの「興味」「感心」「意欲」に応じた様々 な場や機会が充実し、高齢者が生きがいをもって生活してい◆──
	(3) 介護家族への支援 ①適切な介護保険サービスの提供、②相談体制の充実	•	介護離職がなく、必要なサービスが受けられる。	I	3. "
	(4) 高齢者の居宅ニーズに対応した住まいの供給 ①住まいに対する支援	•	一家庭生活での事故の防止と介護予防を促進することができる	<u>I</u>	
基本目標5 介護サービスの質の向上と介	(1) サービスの質の向上と介護現場に対する支援 ①介護保険事業者連絡協議会等の充実、②実務者の質の向上のための研修の充実、③ケアマネジメント能力向上のための研修の充実、④介護支援専門員に対する相談 支援、⑤サービス提供事業者情報の公表、⑥地域密着型サービスの質の向上、⑦介護人材の確保、⑧介護現場の負担軽減 (2) 利用者本位のサービス提供の推進	•	介護事業所及び従事者等がサービスの質の向上に繋がるような必要な情報を取得できる	I	
	①適切なケアマネジメントの実施、②介護保険制度等の周知徹底、③相談窓口の周知徹底と機能強化、④介護保険苦情調整委員の充実、⑤介護サービス相談員派遣事業の推進、⑥関係機関との連携による苦情対応、⑦事業者に対する指導・助言、⑧個人情報の適切な運用		サービス利用希望者の状態に合った満足度の高いサービス提供が行える	3	要介護状態等になっても、高齢者一人ひとりの生活実態に 沿った、自立支援のためのケアマネジメントやサービスを受
	③ 要介護認定の適正化、②医療情報との突合、縦覧点検及び給付実績の活用の実施、③ケアプランの適正化、④介護給付費通知の活用、⑤介護予防事業・介護サービス等の効果の検証、⑥住宅改修等の点検、⑦大阪府・国保連との連携	•	一制度に則した上での質の高いサービス提供が行える	1	- けることができる。
	(4) 低所得者対策の推進 ①保険料の配慮、②居住費(滞在費)や食費の負担軽減、③境界層該当者への対応、④旧措置入所者への対応、⑤介護サービス費の利用者負担の限度額の見直し、⑥ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用の促進	•	──誰もが必要とするサービス利用ができる ■	1	